

院政と検非違使：その補任より見たる

満富, 真理子

<https://doi.org/10.15017/2236678>

出版情報：史淵. 104, pp.99-139, 1971-03-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

院政と検非違使

—その補任より見たる—

満 富 真理子

応徳三(一〇八六)年をもって院政の本格的開始とするのは、周知の事実である。しかし白河院政の開始が、直ちに貴族支配者層内部における院の絶対的優位を保証したわけではなかった¹⁾。それは、院による武力の組織化という面においても、同様なことが言える。院政権を支えた武力的基盤としては、院の北面²⁾、院武者所、いわゆる武士、それに検非違使等が考えられるが、就中当時の公的武力組織として最大の規模を有していたと考えられる検非違使については、種々の観点から検討が加えられるべきであろう。本稿では白河・鳥羽・後白河三院と検非違使のかかわり方を中心として、つまり院庁が私的機構であるが故に院が如何なる策をもって、九世紀初頭から存続していた公的武力・警察機構である検非違使庁にその勢力を浸透させ組織を把握し、自己の支配下にその武力を組み入れて行ったかという問題を、具体的補任状況、特に検非違使職への院の側近、近臣、北面の進出という点に視点を据えて、論及を試みてみた。勿論院政期の検非違使を考へる場合、いわゆる武士の進出という問題も看過すべからざるものがあるが、別の機会に譲りたい。

—

先ず検非違使別当の補任全般に関して考察する。十一世紀後半の白河親政から十二世紀末までの約一世紀の間の別当構成を、史料より抽出すると次の表の如くである³⁾。

院政と檢非違使（満當）

(A) 白河親政及び院政期における檢非違使別当表

氏名	別当補任年月	年令	當時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
藤原実季	延久五・三	39	参議	右兵衛督	六年一ヶ月	大納言	○
源俊明	承暦三・三	36	参議	右衛門督	五年九ヶ月	大納言	○
“ 師忠	応徳三・二	33	権中納言	右衛門督	十ヶ月	大納言	
“ 俊実	応徳三・十一 復任寛治五・七	41	参議	右兵衛督	四年六ヶ月 五年四ヶ月	権中納言	
藤原公実	永長元・十一	44	権中納言	左衛門督	三年九ヶ月	権大納言	○
“ 宗通	康和二・七	28	権中納言	右衛門督	四年六ヶ月	大納言	○
“ 能実	長治元・十二	35	権中納言	右兵衛督	三年十ヶ月	大納言	
源能俊	天仁元・十	39	参議	左兵衛督	四年五ヶ月	大納言	
藤原宗忠	永久元・三	53	権中納言	左兵衛督	三年三ヶ月	右大臣	
“ 忠教	永久四・五	42	権中納言	右兵衛督	六年八ヶ月	大納言	
“ 实行	保安三・十二	43	権中納言	右衛門督	八年六ヶ月	太政大臣	○

(B) 鳥羽院政期における檢非違使別当表

氏名	別当補任年月	年令	當時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
源雅定	天承元・五	38	権中納言	右衛門督	二年八ヶ月	右大臣	
藤原頭頼	長承二・十二	40	参議	右兵衛督	一年四ヶ月	権中納言	○佐
“ 実能	保延元・三	40	権中納言	右衛門督	一年十ヶ月	左大臣	
“ 伊通	保延二・十二	44	中納言	右衛門督	一年一ヶ月	太政大臣	○

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
〃	〃	藤原公保	平清盛	〃	〃	〃	〃	藤原信頼	源雅通	藤原経宗	保元二・四	39	権中納言	右衛門督	一年	右大臣		
隆季	公保	藤原顯長	平清盛	〃	〃	〃	〃	藤原信頼	源雅通	藤原経宗	保元三・二	41	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣	○	
永万元・八	永万元・四	応保二・九	永保元・正	永曆元・七	永曆元・二	平治元・十	平治元・三	保元三・十一	保元三・二	保元二・四	39	権中納言	右衛門督	一年	右大臣			
39	34	46	44	31	22	35	36	26	41	39	権中納言	39	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣		
参議	権中納言	参議	参議	権中納言	権中納言	参議	権中納言	権中納言	権中納言	権中納言	権中納言	39	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣		
左兵衛督	右衛門督	右兵衛督	右衛門督	右兵衛督	右衛門督	左兵衛督	左衛門督	左兵衛督	右衛門督	右衛門督	右衛門督	39	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣		
三年	五ヶ月	二年五ヶ月	一年九ヶ月	七ヶ月	六ヶ月	五ヶ月	八ヶ月	五ヶ月	五ヶ月	一年	右衛門督	39	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣		
権大納言	権大納言	権中納言	太政大臣	権中納言	右大臣	参議	権大納言	権中納言	内大臣	右大臣	右衛門督	39	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣		
		○				佐	○	○			右衛門督	39	権中納言	右衛門督	十月月	内大臣		

(C) 後白河院政期における検非違使別当表

20	19	18	17	16	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
〃	〃	〃	〃	藤原宗能	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
忠雅	公能	重通	公教	藤原宗能	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
久寿二・二	仁平二・二	久安三・十二	保延六・十二	保延三・十一	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
32	38	49	38	54	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
権中納言	中納言	権中納言	権中納言	権中納言	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
右兵衛督	右衛門督	右兵衛督	右兵衛督	右衛門督	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
二年一ヶ月	三年一ヶ月	四年三ヶ月	七年一ヶ月	三年一ヶ月	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
太政大臣	右大臣	大納言	内大臣	内大臣	氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
	○	○			氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考

氏名	別当補任年月	年令	当時の本官	兼任武官	別当在任年数	極官	備考
32 平 時忠	仁安三・七	39	参 議	右衛門督	一年六ヶ月	権大納言	尉、佐
33 藤原成親	嘉應二・正 〃二・四（復任）	33	権中納言	右兵衛督	二ヶ月 五年八ヶ月	権大納言	○
34 平 時忠	安元元・十一	46	権中納言	右衛門督	一年二ヶ月	権大納言	
35 藤原忠親	治承元・正	47	権中納言	右衛門督	二年一ヶ月	内 大臣	
36 平 時忠	治承三・正	50	権中納言	左衛門督	二年五ヶ月	権大納言	
37 藤原実家	養和元・九	37	権中納言	右衛門督	三年一ヶ月	大 納 言	
38 〃 家通	元暦元・九	42	権中納言	右衛門督	二年四ヶ月	権中納言	
39 〃 頼実	文治二・十二	32	権中納言	右衛門督	十ヶ月	太政大臣	
40 〃 隆房	文治三・九	40	参 議	左兵衛督	二年十一ヶ月	権大納言	
41 源 通親	建久元・七	42	中 納 言	左衛門督	八ヶ月	内 大臣	
42 藤原能保	建久二・二	45	参 議	左兵衛督	十一ヶ月	権中納言	
43 〃 兼光	建久二・十二	47	権中納言	右兵衛督	二年九ヶ月	権中納言	○

※ ○印は院の側近或は近臣を示す。

表の如く約一世紀の間に延べ四十三人の別当を抽出できたが（平時忠が三度補任されているので延べ人数）、そのうち白河院政期（四十四年間）⁽⁴⁾十一人、鳥羽院政期（三十九年間）九人に対し、後白河院政期には僅か三十六年間で二十三人も補任されていて、その更迭の激しさが注目されるのである。これは後白河院政期が、保元・平治の乱、更には内乱と激動の時期であったことと対応するものであろう。在任期間一年未満の者が、白河・鳥羽両院政を通じて源師忠唯一人であるのに対し、後白河院政では、実に十人にもものぼるといふ際立った特徴を示している。年令的には全体的に三十代から四

	兼 任 武 官	別当補任時の本官	極	官		
平安前期 (47人)	衛兵近衛 門衛中大 督督将將	27 16 2 1	中参・権中納言議	17 30	大大中参 臣・権中 以納言 上言言議	15 9 12 7
白河院政期 (11人)	衛兵 門衛 督督	5 6	中参・権中納言議	7 4	大大中参 臣・権中 以納言 上言言議	2 7 2 0
鳥羽院政期 (9人)	衛兵 門衛 督督	5 4	中参・権中納言議	8 1	大大中参 臣・権中 以納言 上言言議	7 1 1 0
後白河院政期 (23人)	衛兵 門衛 督督	14 9	中参・権中納言議	16 7	大大中参 臣・権中 以納言 上言言議	7 9 6 1
院政期合計 (43人)	衛兵 門衛 督督	24 19	中参・権中納言議	31 12	大大中参 臣・権中 以納言 上言言議	16 18 8 1

※ 平安前期の合計が合わないのは、不明なもの途中途中で親王になっている者が含まれている為である。

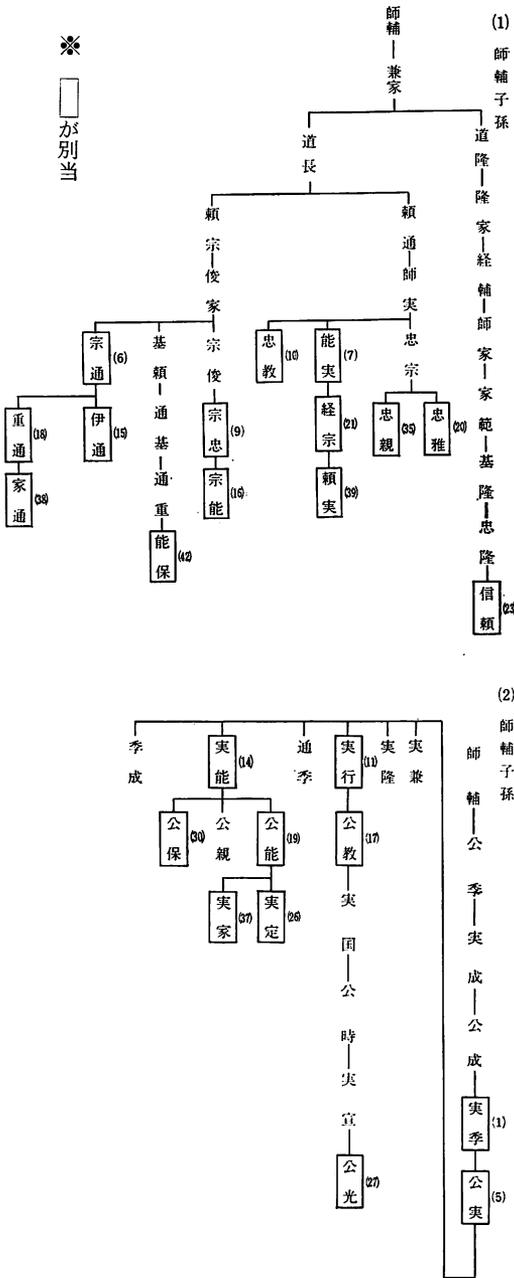
十代の壮年が殆んどで、平安前期の様に十代で就任するような極端な例は見られない。

次に別当補任時の兼任武官と、本官及び極官を分類してみると上の様になる。なお平安前期と比較する為にその分類も示す。

即ち兼任武官は、白河・鳥羽両院政期では衛門督と兵衛督が各々約五割であるのに対し、後白河院政期では衛門督の方がかなり増加しているので、兼任武官から見た場合は、後白河院政期の方が平安前期に類似していることが指摘できる。次に別当補任時の本官は、白河・鳥羽院政期の方が中・権中納言が約一割位多いが、院政期と平安前期を比較すると、院政期の方が中・権中納言が三割も増加している。これは院政期における檢非違使別当の地位の上昇を明確に表わすものである。加えて極官については、特に鳥羽院政期の別当の殆んどと言ってよいほど大臣以上に昇任しているのが注目される。ところが後白河院政期になると、中・権中納言を極官とする者が増加しており、院政期と平安前期を比較すると、院政期の方が参議に止ま

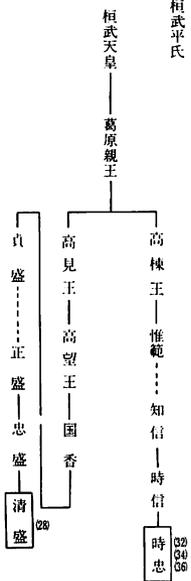
た者は僅かに藤原惟方の一例のみで激減し、大・権大納言を極官とする者が増加しているのが知られる。以上の分析の結果を総合すると、院政期における別当の地位は、相対的に平安前期よりも非常に上昇していたと言える。但し地位そのものの上昇と実権の把握の度合とが、必ずしも比例しないのは勿論である。

次に別当相互の関係を、尊卑分脈によって検討してみると次の様になる。

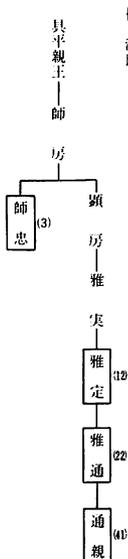


院政と檢非違使 (満富)

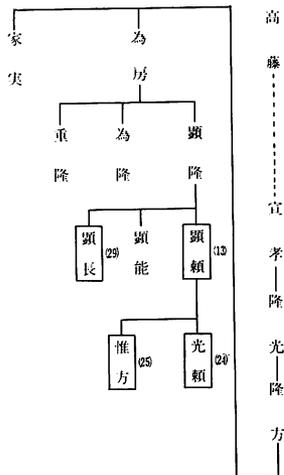
(8) 桓武平氏



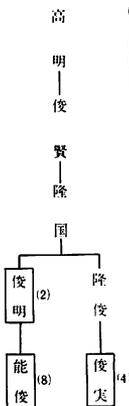
(6) 村上源氏



(3) 高藤流



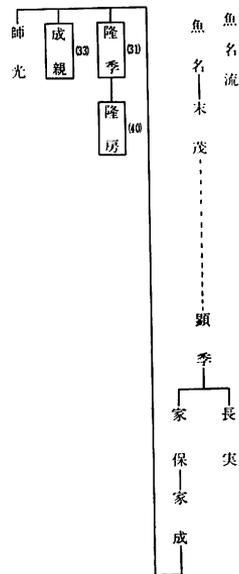
(7) 醍醐源氏



(5) 眞夏子孫



(4) 魚名流



前表で明らかな如く白河・鳥羽院政期では、藤原氏十五人、源氏五人で平氏が全く見られないのに対して、後白河院政期では藤原氏十七人、源氏二人、平氏四人（延べ）と、藤原氏が圧倒的ながら平氏の台頭が目立ち、それが他でもない平清盛と時忠の二人であったことは、大きな意味を持つと考えられる。これは後白河院政期、特に保元・平治の乱直後における平氏の台頭と密接不可分の現象であり、檢非違使別当が当時の政治情勢を如実に反映する地位にあったことを示すものであろう。

また系図からも知られるように、藤原氏の中では師輔の子孫が四十三人中の二十四人と五割強を占めてその優位性が知られるが、この院政期において特に著しいのは、平安前期においては全く見られなかったところの高藤流や魚名流からかなりの別当が登用されていることであり、特に注目すべきは、彼らがいわゆる「院の近臣」と言われる為房や顕季の子孫であることである。

ところで源氏では村上源氏と醍醐源氏に限られており、村上源氏では「院の側近」（中・下級貴族出身の院の近臣と區別する意味でこの称を使用する）の顕房・雅実の子孫が多いこと、就中醍醐源氏は高明の別当補任以来俊賢・隆国も補任されており、殆んど代々継続して補されていることが指摘できる。しかるに桓武平氏の別当補任は、延喜八年の平惟範以来のことであり非常に对象的である。

二

前章では別当補任の総体的傾向に関して述べたが、本章では別当で動向の知れるもの、就中院との関係を中心として、史料によって得られる別当の具体的実像を浮彫りにし検討していく中で、院政期における檢非違使の実態を究明せんとするものである。

先ず源俊明は白河院の側近であり、藤原宗忠とも極めて親しい間柄で、彼の死去に際して宗忠から「心性甚直、為朝之

重臣、良臣去國誠哀哉、就中一家之習已嚴親」と、その死を惜しまれている人物である。

藤原宗通もまた院の側近の一人であった。彼は容体が頗る人に勝れ、心性は時に叶い白河天皇の寵を蒙り、院政が開始されて後も上皇は万事彼と仰せ合わせられ、よって天下の権威は人なきがごとき、その上家累宝貨、富は衆人に勝ると言われ子孫も繁昌して意に任せるが如きであった。従って彼などは、『百寮訓要抄』や『古事談』に言う別当選任の条件の五徳あるいは六徳を備えていたと考えられる。

しかし別当の中には、部下を凌轢して為に停任せられた源俊実のような例もある。即ち俊実は寛治五年四月、檢非違使志の中原範政を凌轢して停任せられたが、七月には復任して再び庁務に着いた。彼は前後十年の長期にわたって別当を勤めている。

概ねこの期の別当は、白河院の意志のままに動く追従者が多かったようである。即ちいわゆる院の側近の一人であった藤原公実もその例であり、更に最もそれを如実に示しているのが、藤原宗忠の行動である。宗忠はその日記『中右記』に、彼自身の別当としての行動を永久元年及び二年を中心として克明に記録していて、院政期における檢非違使を考える際欠くことのできない好史料を提供しており、それにより当時の使庁の機能が如何に煩雑なものであったかが窺えるのである。しかるに宗忠は、使庁における別当としての沙汰の指示を一々細かなことまで悉く白河院に仰いでおり、使庁の武力・軍事力把握対策に意を用いていた白河院もさすがに「如此事雖不申上早任法可沙汰者」と言わざるを得ないほどで、その主体性の欠如には驚くべきものがある。ところがその宗忠も、永久元年四月の延暦寺と興福寺の合戦の際、白河院が使別当たる宗忠に一言も仰せ下さず、直接檢非違使の平正盛・忠盛親子、源重時等や天下の武者を派遣したことについては、強い不満を述べざるを得なかったのである。こうした白河院の専横が、別当の主体性を喪失せしめる一因ともなったのであろう。

しかし逆に、院の側近藤原実行の如く権勢を振った別当もいる。実行は「高才博覽」と称せられただけに興福寺衆徒が

騷擾した時自專して、鳥羽上皇に檢非違使藤原盛道・源光信・為義・平盛兼・源義成等五人を遣わして「法印房中執券威之輩」を追捕すべきことを申し行ったというので、源師時は、国家の大事はこれを過ぎることはないのに群議に及ばざるは自專なりと批判している¹⁴。また彼は主典代通量から、白河院主典代の大江行重の吹拳により京地十戸主を得たという噂を立てられて、虚言であると噂の出処を通量に追求しているものの¹⁵、この他にも上洛して檢非違使尉源義成に嫁していても陸奥清衡の妻が所々に珍宝を捧げて追従していたが、とりわけ檢非違使別当藤原実行の引力が最も甚だしかったと言¹⁶い、その権勢のほどが窺える。実行が別当として部下に対して如何に脅威的な存在であったかは、彼の息公行と頭中将の雑色同志の抜刀鬪乱事件において、勇猛な武士として聞えた檢非違使尉源為義が、一旦公行の雑色を搦めたにもかかわらず「恐別当威」れて免し放ったので、衆人は目をそばだてたという一例でも知られる¹⁷。実行の別当在任期間が、後に太政大臣にまで昇任した者としては全く異例の八年半と長期に亘っているのも¹⁸、別当としての彼に院が期待するところ大であったことの表われであろう。実行の男公教は鳥羽院政時の別当であるが、彼も極官が内大臣であるにもかかわらずその在任が約七年と父と同様に長い。公教は藤原頼長と極めて親しい関係にあたらしく、その往反・言談はしばしば史料に見えており、頼長は彼のことを「大理好ニ公事ニ之人也」と評している¹⁹。

藤原頼頼は白河院の近臣顕隆の長子¹⁹で彼自身も白河院の近臣であり、白河・鳥羽院政期を通じて檢非違使佐を経て別当に昇任した唯一の例であり、そこに我々は院の側近とは異なる院の近臣の特殊性を見ることが出来る。それは彼の弟光頼の場合においても同様である。加えて頼頼は鳥羽院近臣でもあり、彼の死去に際して法皇は行幸を延引するほどの歎きを示し、その信任の深かったことが知られる²⁰。越前守の時には鳥羽院に馬二十匹を別進するなど²¹、受領としての地位を十分生かして院に物的奉仕をしているのが知られ、かかる故に源雅定との別当交代劇において、院の圧力を推測させる事情の存在も首肯されるのである²²。またその信任の故に彼が所労を理由に別当を辞さんとした時も院は辞書を返し、再度の辞任申請にも後任者が無い事を理由に許可されず、ようやく翌年三月に至り辞任することが出来たのであった²³。

いずれにせよ検非違使別当たるべき適任者を選任することはなかなか困難であったようで、鳥羽上皇は「凡無可検非違使別当之人、師時当其仁」と、寵臣頼朝の後任に源師時を補任せんとして彼に辞退されて、ともあれ今度衛府督に欠があったら任じようと約束している。師時はこの事に関して、それと言うのも他でもなく「親しき人」がいなかったため、師時を補任せんとしたのであると推察している。史料が師時自身の日記であることから、ある程度その主観性を考慮に入れなければならぬが、鳥羽上皇が武力を把握する検非違使別当や衛府督に上皇の「親しき人」を補任することによって、その公的武力を常に自己の支配下に置かんとする意図が明瞭に汲みとれる。

使庁を把握し得なかつた別当の例としては、藤原実能をあげることが出来よう。彼は別当就任間もなくであったとはいえ、擲取するところの海賊の事を申上すべく命ぜられて左右を知らずと答え、「尤不足言事也」と言われるが如き不甲斐なげで、兄実行の別当振りに比較すると雲泥の感がある。

更に白河院の側近雅夷（村上源氏）の子で、鳥羽院政期最初の使別当に補された源雅定に至っては、別当辞任の理由として、別当を三年も勤めて恐れ多い上に近日重犯が多いのに院が沙汰したまわず、これは別当の運が尽きたことを示す。また検非違使等庁事を勤める者が一人も居ないのは自分の不覚の至すところである。かつ犯過について鳥羽院の沙汰がない例をあげれば、

(A) 右兵衛督藤原頼朝の家人が主従三人を大江山で斬首した件に関して院に申上したが、それに対して何らの沙汰も無かつたこと。

(B) 部下の検非違使尉源為義の郎等の丹波国における多数殺害事件につき奏聞したが、それについても沙汰が無かつたこと。

そして所々で殺害事件が絶えないのは「皆是一身不叶器量故」であって、しかるべき人がこの職に就任したらこの様な事も定めて断絶することであろうと訴えているのである。ここに院の意向に左右される別当の姿を認めることが出来る。

思うにこの裏には鳥羽院と雅定との間に何らかの阻隔があつて、院の圧力がかけられていたのではなからうか。(A)の頼の家人の件については、彼が有力なる院の近臣であつたことを考慮に入れれば容易に説明がつくし、しかもこの雅定の辞任(29)の後に、当の頼頼が別当に補されていることを考え合わせるならば、雅定が別当として無能力であつたと言うよりは、むしろ鳥羽院が寵臣頼頼を別当に補任して使庁の実権を直接把握し、鳥羽院政の武力的基盤を固めんがために、雅定の申上を無視する態度に出て辞任に追い込んだのであり、それ故にこそ院の意向を承知していた檢非違使たちが一人も庁事を勤めようとはせず、直接の上司である別当雅定に非協力的態度をとつたのであらうと推測される。かかる意味において鳥羽院の使庁対策の計が見事功を奏したと見るべきであらうし、それが鳥羽院政における初代の別当に對する処置であるだけに、院の武力把握対策の強引さを窺わせて注目される。しかも前掲の別当表に見る如く鳥羽院の頃から概して別当の在任期間が短縮されている現象は、雅定の「別当を三年も勤めて恐れ多い」「別当の運が尽きた」云々の言葉と共に、鳥羽院が使庁の実権を完全に自己の掌中におさめるために、別当の長期間在任により別当自身の勢力が使庁に根付くのを慮つての事であつたことをも物語るものではなからうか。雅定が「識文の人にあらず(30)」と同族村上源氏の師時に評されていることから、彼自身も別当の任に堪える人物ではなかつたとも考えられる。しかし師時は前述の如く院と極めて親しい關係にあり、彼の父俊房は別当を勤めており、当然彼が坐るはずであつた別当のポストが雅定に行つてしまつたこと、その上同族ながら、朝堂において師時より十七才も若い雅定が上位にあつたこと等を念頭に置いて考えなければならぬと思ふ。かかる意味において第三者の藤原頼長が『宇槐記抄』の中で、雅定が檢非違使別当であつた間「禁止強盜、廉正之名、聞(31)于内外」、随又其身非(32)念劇(33)、訴訟裁判無(34)停滯(35)「敷」という興味ある事実を述べていることは、叙上の推察の傍証となり得るのではなからうか。かくしてこの雅定以後鳥羽院政期においては、源氏が再び別当に補任されることはなかつたが、後白河院政になると源氏では雅定の男雅通と孫通親が別当に補任されている。源氏が別当十一人中四人と約五割を占めていた白河院政期と比較する時、鳥羽院政は撰関家の抵抗のうちに進展した白河院政とは異質で、撰関家と抱合の上

に行なわれたという竹内理三氏の指摘の如く、白河院政においては撰閣家との對抗上必要とした源氏も、鳥羽院政では最早利用価値が薄れてそれが檢非違使別当補任上にも反映し、手腕さえあれば公的武力を把握するに好適のポストから源氏を疎外することが、意図的に行なわれたと見るべきであろうか。いずれにしてもこの源雅定辞任の一件は、院政期における院と檢非違使別当との関係の一面を端的に象徴するものと言えよう。

次に藤原宗能は別当宗忠の長子である。彼が別当に補された時、弟の宗成は大弁であったので、宗忠は子族のうち大弁・檢非違使別当が相並ぶのは希代の例であるとして、「誠為我身面目之状也」と大いに喜悅している³⁴。

後白河院政における別当補任はその政治情勢を如実に反映していて、特に保元三年から永暦元年にかけては一年間に三人もの別当が更迭されるという激しさであった。ユニークな別当としては先ず平時忠があげられる。時忠は檢非違使尉・佐を経て別当に昇任しているが、尉を経て昇任した別当は院政期は勿論のこと檢非違使庁創設以来初めてのことである。しかもその上彼は三度にわたって別当に補任されるという異例さに、藤原兼実をして「物狂之至也、非人民之所行」と驚き呆れさせている³⁵。

嘉応元年十二月檢非違使別当たる時忠は、延暦寺衆徒の訴えで藤原成親を解官配流するの間奏事に不実があったとして、藏人頭権右中弁藤原信範等と咎めを受け現任を解却され、それぞれ出雲と備後に配流された³⁶。替って別当に補任されたのが召還された院の近臣成親で、「世以驚耳目」³⁷したが、成親は庁事を始めざるうちに翌二年二月六日再度の天台の訴えにより別当を解官され、同日時忠は末だ配所に至らざる前に召還された。しかしその成親もまた四月には再び別当に選任されている³⁸。ところがその後成親は治承元年六月鹿ヶ谷事件、即ち平氏討滅の陰謀が発覚し、清盛によって他の院近臣等と共に配流に処せられ備前で殺害された。成親の後に安元元年十一月再度時忠が別当に補任されている³⁹。

藤原忠親が治承元年正月別当に補任された時には、『玉葉』によればちょっとした違乱の事があり、後白河院は忠親を任命したのだが職事若くは上卿の失錯があったのか、平時忠と誤伝されたのである。北面檢非違使等は内々天気によって

先ず忠親の所へ向つたのだが、予て時忠還任の風聞があつたため僻事であろうと追掃された。そこで時忠の家に行つたところ時忠は喜悅してこれに謁したというから、時忠の別当職に対する執着が知られる面白い史料であるが、しかしこの時は結局忠親に決定したのであつた。⁴⁰この忠親については後に内大臣に補された時、兼実は「無才漢」、又非「英華」という辛辣な批判を呈している。⁴¹忠親は翌年六月早くも別当辞状を提出したが許されず、三年正月に至つてようやく許され、二月には庁屋を懷却して因幡堂に施入している。焼亡し再建されぬままになつていた因幡堂に施入したのは他ならず「為滅罪名用仏事」であつた。⁴²かかる所行は他の史料にも散見しており、例えば『古今著聞集』には後鳥羽院の時、使庁の庁務は全く停止され、仏所に作り直して後世のことを管んで見えており、また使庁の文書の反古に写経している例も知られるのである。使庁の機能自体が上級貴族出身の別当たちにとっては罪深き所行と解され、少しでもその罪から逃れんとする心が別当辞任後彼らにそうした仏事を営ませたのであろう。

この忠親の後に念願叶つて三度目の別当に補任された時忠は、別当として辣腕を振つた。大理亭門前で強盜十二人の右手を檢非違使の下部等に命じて切らせ獄門に懸けているが、これは「荒別当」と称された源経成以来のことであつた。⁴⁴また治承四年正月には左右獄囚十五人を山科において斬首、二十一人の手を切る等の所行をもつて「悪別当」と呼ばれた。⁴⁵彼は建春門院の兄に当り、高倉天皇の外戚で清盛の妻八条二位殿も彼の姉であるという權勢を背景に、兼官・兼務も思ひのままであつたが、⁴⁷彼のかかる別当としての苛責ない辣腕振り、平家は源氏に比較すれば公卿の性格を有するといふものの、正にその出自が武士であることに由来するものと考えられる。

檢非違使佐を経て別当に補任された藤原惟方も、別当在任中の永暦元年三月に配流されている。惟方は二条天皇の御めのととして世に重んぜられ、藤原経宗と共に時の権力者後白河院をも無視した横暴な行動を取つたために院の怒りをかき、惟方は長門、経宗は阿波へ配流せられた。⁴⁸これについて『愚管抄』は「院へ清盛ヲメシテワガ世ニアリナシハコノ惟方、経宗ニアリ。是ヲ思フ程イマシメテマイラセヨトナク仰ケレバ」清盛がその旨を奉じて二人を配流したのであると

いう説をとっており、『百鍊抄』にも同趣旨のことが見えている。これは後白河院と清盛が結託し二条天皇方の勢をそぐため、公的武力を掌握していた反院勢力に天皇派の主要人物惟方を別当の地位から追放したものとされる。また院に追従するロボットの別当とは異なり、院にとって危険の上ない存在である惟方が、別当として公的武力を掌握しているという一触即発の状態を、清盛が政治的にうまく利用したとも考えられるのである。なぜならば惟方の辞任後僅か十一月の間に藤原実定、同公光と交代し、応保元年正月には前年参議に昇進したばかりの本命平清盛自身が補任されているからである。⁴⁹ 平治の乱で一挙に源氏一門を衰亡させて平氏の武力的対抗者を無くした後、武士として初めて公卿に列した清盛が就任したが、他でもなく実力次第では公家の武力(軍事・警察)機構の实権を把握することも可能な検非違使別当であったということは、平氏政権確立の過程において非常に大きな意味を持つことであつたと言わねばならない。かくして名実共に武力の最高指揮者となつた彼は、やがて急速に太政大臣にまで昇任してその栄華をうたわれ、「生累葉武士之家」、勇名被^レ世、平治乱逆以後、天下之権、偏在^ニ彼私門^一」⁵⁰とまで言われるに至る。安田元久氏も、上皇が清盛を検非違使別当に据えて天皇親政派が検非違使という公家の政権の武力的支柱たる警察力に介入する途を奪つたと解しておられるが、叙上の如く公卿の仲間入りをしたばかりの清盛が、公的武力組織の实権を把握し勢力を伸張する好機として、むしろ積極的に働きかけたとも考えられるのである。ともあれここにおいて初めて平氏は、武力における私的な権力のみならず、組織化された公的武力機構としての検非違使庁において別当を清盛、佐を時忠が占めて、公的な武力権力をその掌中に独占することに成功したのであり、このことは平氏政権確立過程における一つの大きなエポックを成すことは否定出来ない。

藤原信頼は白河・鳥羽両院に近仕した基隆を祖父とし、また僅か十才にして人々の驚歎のうちに丹後守に任ぜられ、国守を歴任して「経^ニ数国刺史^一、家富財多」と言われ、鳥羽院庁において「為^ニ院别当^一執行諸務」した忠隆⁵¹を父に持ち、彼自身も後白河院の寵臣として「アサマシキ程ニ御籠アリ」と言われた。⁵² 文にあらざる武にあらざる能もなく芸もなく只

朝恩にのみほこり、保元三年二月に参議、五月には衛門督、八月権中納言、更に十一月には檢非違使別当という目覚しい昇任振りであったが、遂には平治の乱を惹起し、翌平治元年十二月には敗れて誅せられるに至った。

次に藤原兼光はかつて別当補任の例のない真夏の子孫であったが、「号_二丹後_一近日朝務、偏在_二彼唇吻_一」と言われた後白河法皇無双の寵女丹後の掣であったから、彼が別当に補されたのも後白河法皇の引きによるものであろう。兼光は衰退していた庁務を特に復興したと伝えられる人物で、その庁政内問に関する説話も残されており、また長保元年に初めて行なわれた使庁の結縁経が、その後何時しか絶えて久しくなっていたのを復興したのも彼であると言われている。

別当としての藤原実家に関しては、『玉葉』が彼の沙汰に甚だ偏頗があったことを伝えており、更に寿永二年七月には、入京した義仲と行家に前内大臣平宗盛党類の追討を命じているのが見える。

藤原能保の建久二年二月の別当就任は、彼の妻が当時の鎌倉政権樹立者源頼朝の同母きょうだいに当るといふ關係に預るところ大であつたらう。それ故に彼の父通重は従四位下丹波守で終っているのに、彼自身は権中納言まで昇任し得たのである。就任以前から彼が鎌倉と密接な連絡をとっていたことは『吾妻鏡』などによつても知られ、彼を当時の京の公卿たちが如何に遇していたかは、能保が別当補任後間もなく権中納言に昇叙された時、「才漢奉公共範、然而東將之縁者、為_二當時之珍_一、他人強不可_レ成愁歎」⁶³と撰政兼実が述べていることからも窺えるのであり、彼は鎌倉の頼朝の武力権力を背景としてこそ使別当の地位を獲得し得たものと考えられる。

以上院政期における別当の実態について、三院とのかかわり方を視点に据えながら論及して来たのであるが、ここに注目すべきは白河天皇親政或は院政の期間を通じて、院の側近たる藤原実季、公実、実行、宗通、源俊明の五人までもが別当に補任されていることである。当期における別当は十一人であるから約半数が院の側近で占められていたことになる。

また鳥羽院政においても九人中院の側近、近臣或はその縁者は、藤原頼頼、伊通、重通、公能の四人が占めており、就中頼頼が使の佐から昇任しているのが注目される。更に後白河院政における側近乃至近臣の別当としては、藤原信頼、光

頼、顯長、成親、兼光等があげられるのであり、これは白河・鳥羽・後白河三院が、統発した大衆の嗾訴、乱行等に対抗する、或は保元・平治の乱、更には内乱と激しく揺れ動く政情を乗り切るための公的武力としての検非違使庁の実権を把握するのに、如何に意を用いていたかを示すものであろう。とりわけ鳥羽・後白河院政期において、従来ならば登用されることは考えられなかった院の近臣層が検非違使別当に進出していることは、白河院政期とは相違する特殊的现象として関心が持たれる。

三

院政期の検非違使庁の人的構成を検討する時特に顕著に見られるのは、中・下級貴族出身のいわゆる院の近臣乃至その縁者、院の北面(66)と称される輩の進出である。しかし従来の研究においては院の北面の輩の官途という視点から、彼らは「大体六衛府の官人に任せられ、或は検非違使に補せられるのが普通であったものの如く」とされる吉村茂樹氏や、北面の任延尉はむしろ慣例的なものであったという福田豊彦氏の指摘(66)に止まっている。しからば検非違使庁の人的構成において、院の近臣或は北面の進出の実態は具体的に如何なる様相を示し、如何なる意義を有していたのであろうか。ここで留意しなければならないのは、院の近臣が全て北面に寄せられたわけではないということである。しかし半面院の北面には吉村氏の指摘の如く、院の近臣や或は院と何らかの特殊関係を有するいわゆる縁故の輩が候せしめられているのも事実である。北面に関する史料は必ずしも多くないが、概して(A)単なる院の近臣と、(B)院の近臣にして北面に候せしめられた者との間には、検非違使補任において差違が認められることに注目したい。即ち前者は主として佐に、そうして後者は尉に任じられているようである。

先ず検非違使佐は史料の制約もあってその詳細は知り難いが、管見に触れただけでも約一世紀の間に四十人を抽出することが出来る。⁽⁶⁹⁾源俊実の部下凌礫による一時停任の際の佐藤原有信の例に見られる如く、⁽⁷⁰⁾別当が事あって庁務を遂行出来

ない時に代行するのが檢非違使佐であり、庁における事務的実権を把握していた。また著欽政の如きも佐が指揮官となつて行っているが、いわゆる武力・警察の追捕活動等の直接の担い手としての動きよりは、別当を輔佐する実務家としての機能を持つのがこの佐であつたと思われる。檢非違使佐のうち、院の近臣乃至はその縁者で補任されているものをあげると、藤原為房、頭隆、重隆、朝隆、親隆、頭頼、頭能、光頼、憲方、光房、憲光、頼憲、経房、定長、光長、定経、それに平時忠、親宗の兄弟等の多きを数え、なおまた尉を経て佐に昇任している者としては、史料で明らかにし得るだけでも藤原実光、重隆、尹通、朝隆、親隆、平時忠、親宗などをあげることが出来、四十人中計二十人にも及ぶ。

就中藤原為房の一族で固められていた感が強く、とりわけ頭頼及び光頼は佐から別当に昇進している数少ない例として特筆される。「前の三房」とうたわれた博物の士の為房、その男頭隆は「天下之政在此人一言也、威振一天、富満四海、世間貴賤無不傾首」、「知天下之万事」と言われ、白河院政において「よるの関白」と称されたほどの権勢を振った。また頭隆の弟頭能の八条亭は「其家如仙洞、飛泉浮舟」と描写されており、彼等の富力のほどが知られる。かかるが故に藤原宗忠がこの一族に関して「一家之繁昌千載勝事也」と述べているのも首肯されるところであり、『続古事談』や『源平盛衰記』にも見えるその一族の繁栄は実に見覚しいものがあつた。これらも院との結びつきによってこそもたらされたものと考えられ、彼らと院との密接な関係は、宗忠に「頗所知者也、心性頗悪、為人有凶」と酷評されている重隆が、檢非違使尉補任の賀を述べに参院した際、白河院が特に馬を与えていることから窺えるのである。この重隆は例外的に、院の近臣にして北面に候しているながら檢非違使佐に補任されているようであるが、尉から昇任しているから北面は尉に補任という先に述べた原則からははずれていない。

四

次に院の近習にして北面に候した者で、しかも檢非違使尉に補任された者について考えてみたい。

(A) 藤原氏

白河院の近習にして北面に候した者の中で、檢非違使尉としての活躍が著しいのが藤原盛重一族⁽¹⁰⁰⁾である。盛重の出自に關しては吉村茂樹氏が詳細に述べておられるので、ここでは彼の檢非違使としての活動に焦点をおいて史料を検討してみると、管見に入っただけでも、

一、天仁元年五月尾張権守佐実を刃傷した犯人を追捕、賞として従五位下に叙せられ大夫尉となり、摂政右大臣忠実から馬や腰指を二度にわたって与えられた⁽¹⁰²⁾。

一、天永元年六月大和の広瀬寺別当頼源の殺害犯人を擧進して、摂政右大臣藤原忠実より馬一匹を与えられた⁽¹⁰³⁾。

一、天永二年二月殺害犯人を擧め取り忠実から腰指を与えられた⁽¹⁰⁴⁾。

一、永久元年四月、五月興福寺と延暦寺の大衆が合戦せんとした際、他の武士や檢非違使と共に比叡山西坂下に派遣され防禦に當った⁽¹⁰⁵⁾。

一、永久元年十月三宮輔仁親王の御持僧醍醐寺僧仁寛が不軌を謀った時、機敏に行動し仁寛と千手丸を擧取って石見守となり、その子盛通は檢非違使に補せられた⁽¹⁰⁶⁾。

一、永久二年三月海賊六人を進めた⁽¹⁰⁷⁾。

一、天承元年八月女装して院中に入った者を擧取って、その賞により彼の七男馬允盛綱は左衛門尉に任じられた⁽¹⁰⁸⁾。

と実に目覚ましい活動が見られるが、しかし半面、檢非違使として過剰行動に走ることもあった。康和四年十月に路頭で右中弁長忠朝臣の牛飼童を擧取って停任され、宗忠から「雖檢非違使、無指過之人凌礫之条、甚非常也⁽¹⁰⁹⁾」という批判を受けたが、翌五年二月には還任されている。彼を使として白河院が内大臣源雅実の許にしばしば派遣しているのは、院の天眼に止まり召出された経歴を持つ盛重の院の手足としての動きを示すものであり、前述の如き檢非違使としての活動も、白河院の期待する警察力・武力として十分答え得るものであったと考えられる。

盛重の二男盛通も白河・鳥羽兩院の北面で、父盛重の追捕賞によって檢非違使に補せられたのは前述の如くである。永久三年六月、盛通は強盜十余人を擄進したが彼らは承伏せず、七月に至り大略は実犯でなかったことが判明するという勇み足もあったが、保安元年七月には中宮侍の殺害犯人追捕賞として従五位下に叙せられ大夫尉となった。また院政期に頻繁に行われた僧兵・大衆の嗽訴の制止、追捕においてもその活躍が見られ、大治四年十一月興福寺衆徒が騷擾した時、他の檢非違使源光信、義成、為義、平正弘等と共に張発の輩を追捕するために南京に派遣されているのはその一例である。また禊祭諸国未進の責催に従事すべく盛通に下知されているのは、官物收取体系の一環としての役割をになうべく、彼の武力による催促徴収が期待されたものであろう。勿論この間彼の武力面のみが期待されたのではなく、白河院から別当藤原宗忠の許への使者の役目を度々勤めてその院との密接な関係が知られ、また宗忠が別当としての主体性を疑わせるほど庁事を一々院に奏上し、その伝奏の役を盛通が勤めている現象は、院政期における檢非違使別当の実態の一端を推察せしめるものがある。

この他上皇の殿上人として才智の聞えが頗る傍輩に勝っていた院藏人、貞嗣系季綱の男友実、尉から佐に昇進した重隆⁽¹¹⁸⁾の他、康清、更に後白河院時代では信盛、為行、為保、能盛、師高等があげられる。

(B) 源 氏

源氏の中で院の近臣・北面から檢非違使に補任されている者としては、先ず文徳源氏能有の子孫康季一族と、清和源氏の正統義康をあげることができる。河内国坂戸牧を本領とする康季は、白河天皇に召されて奉公、白河院政開始とともに最初の随一の北面衆として召された。やがて衛門尉を経て永久五年正月檢非違使に補任、その後従五位下に叙され大夫尉となった彼は、「坂戸の大夫判官」と呼ばれた。彼は畿内近国に成長した在地の小武士団を組織・吸収した武力を基盤に、檢非違使活動を行ったと考えられる。この康季のあと近康・康綱・康実・康景の四代絶えず続いて檢非違使に進出、この外の子孫季範・季頼・季実・季国・康重・康広・資遠・仲遠・仲頼も皆この檢非違使職を極めていゝ。『古今著聞集』に

「他家には有がたき事也」とあるのも頷かれることである。

また康季の男季範は滝口等を経て白河院北面、鳥羽院北面・近習となり、衛門尉を経て大治三年正月に使宣旨を受け、保延三年十月には追捕賞により従五位下に叙留されている。⁽¹²⁹⁾ 同じく親康も白河院北面を経て鳥羽院の北面に候し、藏人所衆・左兵衛尉等を経て、永久三年には兄季範が皇后宮侍長の殺害犯人を搦捕した賞の譲りを受けて衛門尉になり、更に大治五年六月には、兄季範が左に転じた後をうけて検非違使に補任された。⁽¹³⁰⁾

次に季範の男季頼は、叔父の親康が陣中において殺害犯人を搦捕した賞の譲りを受けて衛門尉となり、永治元年十二月に検非違使に補任された。⁽¹³²⁾ 『尊卑分脈』によれば彼は崇徳院の北面であり近習であった。⁽¹³¹⁾ 『台記』には彼は法皇近臣、或は近習にして検非違使と見えており、頼長は彼を通じて院の疾状を問うたりしている。⁽¹³⁴⁾ 彼等が親族間において、互いに犯人追捕賞を譲渡しあうことよって衛門尉等に任ぜられ、更に検非違使の職を獲得する道を開拓しているのは、一族の公的勢力拡大を図らんが為の彼らの知恵であったと思われる。

季頼の弟季実⁽¹³⁵⁾は保延六年四月に衛門尉、仁平三年三月には使宣旨を受けた。⁽¹³⁶⁾ 同年十一月に左大臣藤原頼長は廷尉季実⁽¹³⁷⁾に黒毛の馬一匹を与えているが、それは彼が「依候院者有饗心也」⁽¹³⁸⁾であり、院が催したものであったからである。即ち季実も鳥羽院の近臣であった。

次に義康は義家の孫、義国の息にあたり足利流の祖である。下野の足利を本拠地として強勢な武士団を組織していた彼は、その武士団を率いて京都に上り鳥羽院北面に候した。⁽¹⁴⁰⁾ 仁平二年六月には「搦陣中犯人賞」として検非違使に補任され、⁽¹⁴¹⁾ 保元の乱時における白川への義康の軍兵動員力は百余騎で、⁽¹⁴²⁾ ほぼ義朝に拮抗し得る兵力であり、合戦の勲功賞として昇殿を許され殿上検非違使となった。⁽¹⁴³⁾ 彼等の検非違使としての活動を支えるエネルギー源は、言うまでもなく郎従或は郎等と称される人々で構成されるところの武士団であったから、郎等獲得は彼等にとっては死活問題であり、武者所殺害事件犯人大夫尉源光信郎等が赦により放免された日には、光信と同僚検非違使源為義が自分の従者たることを主張し

て、互いに兵士を率いて争奪合戦を演じる事件さえ起こっているのである。⁽¹⁴³⁾

検非違使の特に尉や志に見られる現象であるが、貴族に蔑視されていた彼等は、犯人追捕等の武功を立てることのみが、武官職を獲得し公的にその勢力を伸張し得る道であっただけに、他人が擄取した犯人を奪い取るような事件を惹起しており、左衛門尉頼方が追捕した犯人を検非違使尉義康が奪取しているのもその一例である。⁽¹⁴⁴⁾ この他後白河院政時代には康綱、季貞、季国等の活動が見られる。

(C) 平 氏

次に平氏の中では先ず平宗実の場合を考えてみると、白河院の近習にして北面に候す者であった宗実の系譜は不明であるが、彼の検非違使尉としての活動には注目すべきものがある。彼が院の使として使别当宗忠のもとに遣わされ、また逆に宗忠の白河院への奏上を取次ぐことしばしば見えている。⁽¹⁴⁵⁾ 時の摂政太政大臣藤原忠実は、齋院宮子内親王の禊の日、宗実が院の近習であることをもって特に良馬を与え、更に数日後にも忠実の賀茂社参詣に供をしたというので馬を与える等、⁽¹⁴⁶⁾ 藤原盛重に対すると同様宗実に対しても非常に意を用いており、他の検非違使とは明らかに異なる待遇をしているが、それも皆彼が白河院の近習であるという理由に基づくものであった。ここに留意すべきは、藏人藤原為忠の従者を追捕する際、白河院が別当である藤原宗忠には仰せ下さずに検非違使尉の宗実を直接派遣したので、「衆人不出詞、只以目許」⁽¹⁴⁷⁾ といった事実である。かくの如く院の近臣を検非違使に据えて置くことにより、院は検非違使たちを別当を通さずして直接把握、命令・実動させることに成功しており、一旦事ある時には院の私兵としてではなく、公的名分の立つ彼らを敏速に院の実質的武力として動員し得るよう備えたものと思われ、それがまた院の近臣を多く検非違使に補任させることになったと考えられる。

更に平正盛も白河院近臣・北面であること周知の如くであり、検非違使に補任されている。⁽¹⁵³⁾ 正盛は白河院の最愛の娘皇子内親王の菩提所に、伊賀国に散在する田地等二十余町を寄進することによって、院との私的関係を設定し得たのである

が、この正盛と院との關係を仲介したのが前述の有力なる院の近臣藤原為房で、正盛は為房が加賀守の時、加賀の檢非違所で武的奉仕を行っていたのである。⁽¹⁵⁸⁾ 彼は天仁元年義親追討の事により武名をあげて、それまで中央の地位においても地方の兵力においても、遙かに源氏に及ばなかった伊勢平氏台頭のきっかけを作った。有力受領と結びついていた畿内小武士団が受領を抜きにして直接院の新兵として登用され、自らも受領に成り上っていったのである。⁽¹⁵⁶⁾

正盛の息忠盛も白河・鳥羽両院の近臣にして北面の武士で、檢非違使志の坂上明兼が追捕に失敗した犯人を擲取って白河院や忠実から馬を賜い、犯人追捕賞として従五位下に叙せられる等の檢非違使としての活動が知られる。⁽¹⁵⁷⁾ 永久元年四月延曆寺と興福寺の大衆合戦の時、群議により大衆を禦ぐため「武士丹後守正盛以下、天下武者源氏、平氏輩」が宇治一坂辺に派遣され、その中にはいわゆる武士と称されているが別の箇所では檢非違使と記されている平正盛や忠盛、源重時等も含まれていた。しかるに檢非違使別当たる宗忠に一言も仰せ下すことなく、白河院が檢非違使たちを直接派遣したことに對して、宗忠は「予不仰下、何事之有者哉」と強い不満を洩らしている。

この他平氏では平盛兼、⁽¹⁵⁹⁾ 季宗、⁽¹⁶⁰⁾ 繁賢、⁽¹⁶¹⁾ 為俊、⁽¹⁶²⁾ 盛康等が補任されており、盛康が刑部丞に任じられてから僅か九日で兵衛尉に補任されたのに対して、宗忠は「頗無其謂、但候院人何為哉」と述べており、天仁元年には追討犯人義親賞として正六位上右衛門権少尉に任ぜられた。⁽¹⁶⁵⁾ また為俊も院に候す者で、檢非違使にして駿河守に任じられた時には、「成宜園、不穩便」⁽¹⁶⁷⁾と宗忠が批判している。永久二年には刃傷犯人二人を進めている。

更に後白河院政においては「法皇近日第一近習者也」と言われた知康、⁽¹⁶⁹⁾ 「天下第一之辛人也、偏是法皇恩寵過人者也」⁽¹⁷¹⁾と言われた信業の他、治承元年鹿ヶ谷事件の陰謀の同意者に加わって配流された資行、⁽¹⁷²⁾ 康頼等⁽¹⁷³⁾がいる。中でも康頼は院との關係は言うまでもなく、主謀者権大納言藤原成親の別当在職時からの檢非違使尉在職者である点興味が持たれる。平氏討滅計画において彼ら檢非違使の率る武力が期待されての参画であろう。⁽¹⁷⁴⁾

(D) その他

左衛門尉にして藏人所出納であった大江行重は犯人追捕の功により使宣旨を蒙った。⁽¹⁷⁵⁾ 彼が白河院の主典代を勤めた間、第二章で言及した如く、使別当藤原実行に吹挙されんとして京地十戸主を贈ったという噂を実行は否定しているが、⁽¹⁷⁶⁾ あり得ることであつたらう。

また治承三年十一月平清盛によって院の近臣太政大臣師長以下三十九人が解官された際、その中に含まれていた檢非違使大江遠業は「上皇殊召仕之輩」⁽¹⁷⁷⁾ で、檢非違使源季貞や盛澄の追捕を受け、遂に自宅に火を放ち子息らと共に自害した。⁽¹⁷⁸⁾ この遠業は後白河上皇院宣案、菩提心院下文案によれば、菩提心院香登庄の下司であつたことが知られる。他にも檢非違使で莊園の下司を兼務していた者はかなりいたと考えられ、天台無動寺山城国乙訓郡橋前司領を預り寺役を勤仕していた平貞頼等は、檢非違使が拒捍使等として莊園に介入して拒否されているのは逆に、その武力を利用して寺役賦課を円滑に沙汰せしめる点が期待された例であろうが、他方では藤原友実の如く一方的に越前国法金剛院領河田庄の地頭下司を称し、濫妨を働いている例も散見するのである。更には檢非違使志の惟宗成国の如く大和国に住し、夫功を称し或は橋料と⁽¹⁸³⁾ 号して民を責め、「己莊園所得巨多云々」⁽¹⁸⁴⁾ と言われたように、檢非違使の職務や地位を利用して富の蓄積を図る者まで現われた。

次に京と鎌倉という二重構造的権力を背景に行動した檢非違使大江公朝の場合について言及してみたい。公朝は院近臣にして下北面に候す者であるが、史料を徴するに、文治元年から五年にかけて院宣、頼朝の申状等を帶ししばしば京と鎌倉を往反している。彼に対する頼朝の処遇も、文治元年九月には砂金十両に馬一匹、同五年には馬五匹を与える等⁽¹⁸⁶⁾ かなりの心使いをしているようである。しかし頼朝は必ずしも彼を全面的に信頼していたわけではなかつたらしく、公朝が文治二年の鎌倉下向の際、摂政藤原兼実が威を振って、

停^ニ院御領一、解^ニ官院近習者二等、凡^レ不能^ニ左右一、因^レ茲法皇不^レ剃^レ頭、不^レ切^ニ手足爪一、寢食不^レ過、閑^ニ籠御持仏

堂中^一、以下所^二修行^三之業^四、可^レ廻^二向惡道^三之由、擢^三肝胆^一、住^三惡心^一、偏忘^三他事^一、有^三御念願^一、所^レ積為^三尊下^一朝也^指 太無^レ要之由 (後略)

であると、兼実の事に関して様々の悪言を吐いたので頼朝は驚奇したものの、示す所が法に過ぎたのでかえって信用し難く、真偽を確認する為に大江広元を公朝と共に上洛させたのであった。かかる公朝の言動の裏には、推察するに後白河法皇の意向が働いていたと考えられる。策略家の後白河法皇は公朝を利用して、摂政兼実を疎外したところで鎌倉との関係を有利に展開せんと図ったものであろう。ともあれ公朝が、院の爪牙として二重政権を繋ぐパイプの役割を果たしていたことを確認出来る。

更にこの他大江遠成、橘頼里、惟宗信房、中原知親、清重、基兼、更に姓は不明であるが俊兼や章清等⁽⁹⁴⁾があげられる。

橘頼里は白河院の近臣で、特に別籠があつて左衛門尉に任じられ、幾年も経ずして検非違使になり、寛治二年八幡行幸行事として大夫尉に留められた。かかるが故に彼の壮年の間の卒去の原因について、「是過分幸之所致歟」とさえ当時の人に考えられたのである⁽⁹⁵⁾。

この他に尉ではないが、『玉葉』承安三年八月十八日条に検非違使府生二人を補した時、「被補院庁官」たことが見えており、府生にもかなりの院庁関係者が進出していたことが推測されるのである。

白河・鳥羽・後白河三院時代における検非違使尉構成全体から見た場合、一々あげると非常に複雑になるので省略したが、史料から抽出し得た尉約二百二十名中四十数名を、院の近臣・北面とその縁者で占めていたことを指摘出来るのである。

以上院政期の検非違使庁の機構の中に、院の近臣及び北面とその縁者が如何に進出していたか、その実態と意義を述べて来たのであるが、院の近臣の中でもいわゆる実務家(本質的には摂関家政所の職員から院司に転じた藤原為房、顯隆、

頭頼等）は主に佐に進出しており、武力をもって近仕した北面の武士、その他いわゆる武士は、検非違使庁における軍事的・武力的役割を担うその活動の中心となった尉への進出が顕著である。専制的な院に近習する彼等を、半ば私的な庁司である院庁のみでなく、公家の武力組織である検非違使庁に進出させることによって、院は別当を無視して直接検非違使を派遣して犯人を追捕せしめ、或は大衆噉訴の制止に自らが直接検非違使を派遣する等の検非違使の直接把握乃至動員を可能にしており、使庁に情報網をはり廻らすことによって、文字通り公家の武力を手足の如く動かし得たのであった。

また院の近臣・北面側から見れば、彼等は上級貴族などとは異なつて犯人、謀反人追捕の実績を積み重ねることによつて、衛門尉、或は検非違使という武官を獲得することが出来たのであり、彼等の官職進出への道は、多くは検非違使の如き武官によつて開拓し得たのであつて、それ故に、時には実犯でない強盜を擧進する等の功を立てんが為の行爲も見られたのである。そのような彼等はあくまでも院という権力者に寄生することによつて、自己の権勢を伸張し得たのであり、一旦その寵を失えば、その地位も一瞬にして失つてしまうような從屬的限界を有していた。しかしやがてはその勢力の伸張の過程の中から、平清盛、時忠の如く院政権を脅かすような勢力、いわゆる平氏政権を生み出す基盤の一端が、この公的武力組織である検非違使庁において公的に形成されていったと言えよう。かかる意味において、十一世紀末より十二世紀末にかけての院を中心とする政治情勢、就中平氏政権の確立の過程を考える上で、検非違使という官職の果たした役割というものは無視し得ないものがある。

五

叙上の如く白河院は側近、近臣、北面等を検非違使に多数補任進出させることにより、私的性格を有する院庁の枠外の公家機構である使庁の武力を支配下に組み入れて行き、平宗実等の例に見られるように、事ある時、別当を通さずして（別当が院の側近・近臣でない場合は特に）検非違使という公家側の武力支柱たる警察力を、直接把握し動員し得る体勢

を作りあげて行ったのである。

しかし白河院も、その院政の初段階から、使庁における実権を把握し得たものではなかった。明確には指摘し得ないが、例えば承徳元年の段階における検非違使関係は、前太政大臣藤原師実や関白内大臣師通に先ず申上して処理されている。⁽¹⁹⁶⁾しかし永長元年には院の命により藏人源伸正を検非違使に補任していること、及び同年十一月には側近の藤原公実、次いで康和二年に宗通が別当に進出していること等から判断して、ほぼ永長・承徳頃を境として、院の使庁における実権が確立して行ったのではなからうか。

鳥羽院政期において特に目立つのは、内大臣藤原頼長の庁政への積極的介入である。頼長は「京師往々、有_二殺害之聞_一、是用_二輕典_一之所_レ致歟」と、鳥羽院に庁例を改めて律文に任せんことを奏して却下されている。またこれより以前にも検非違使志坂上兼成を召して、京中の殺害を禁断すべき由を別当藤原公能に伝えさせ、「近年獄囚不_レ禁_二獄中_一、在_二下部家_一之由、有_二其聞_一、兼成付_二封於獄門_一、不_レ可_レ令_レ出之」と命じ、更によりしく律令により庁例を用いざれと命令するなど、しきりに庁例を改めて律文に基づく庁政の改革を図らんと試みているのが知られる。そのみならず鬪乱の犯人を密かに坂上兼成に命じて罪深き故と勝手に右手を切らせたり、⁽²⁰⁰⁾また前藏人源頼憲を遣わして大夫尉源為義の撰津旅亭を焼かしめた時には、「衆口噉々」であったし、⁽²⁰¹⁾従来仁和寺中は治外法権的区域で使庁は殆んど介入することがなかったのに、頼長は使庁使を入らしめ仁和寺僧綱らを捕えしむる等、⁽²⁰²⁾その専横介入は院政期における例外的現象として注目される。

次に後白河院政においては、検非違使藤原能盛は強盜張本を相具して、院御所に参じた後に大理藤原成親のもとへ向⁽²⁰³⁾い、また廷尉平知康も群盜を擲取すると先ず院御所へ、しかる後に大理藤原実家亭に持ち向う等、⁽²⁰⁴⁾検非違使の活動は完全に院のもとに把握されていたことを指摘出来る。また建久二年四月山門衆徒下洛の由風聞あり、兼実が参内したところ人無く、只能保と宗頼が候すのみであったので、大理能保に命じて官人并びに武士等を陣に候せしむべく下知したが一向に効き目なく、志・府生僅か両三人ばかりでその外は皆院に候しているという状態⁽²⁰⁵⁾で、更に閏十二月赦が行われた時も檢

非違使の多くは不参であつたにもかかわらず、「院力者」をもつて釣つたところ即時に参入するという豹変ぶり、兼実をして「近代之事、皆如レ此」と嘆かしめた。⁽²⁰⁶⁾かかる現象は当時における後白河院が、検非違使たちを如何に強力に支配下に組み込んでいたかを明らかに示すに十分な史料と言えよう。

しかしやがて政情の推移と関連して使庁の状況も変化し始め、元暦元年段階に検非違使右衛門権佐藤原定長が勅を奉じて平重衡を推問する際、鎌倉方の土肥次郎実平が同席している事実は、⁽²⁰⁷⁾当然推問に介入していることを想定させる。ここにおいてすでに院・朝廷を背景とする検非違使の行動に、鎌倉方の干渉が加えられており、最早院乃至貴族達の権力掌中から地すべりし始めているのである。また九月には出羽前司信兼以下平氏家人等の京の地を、延尉源義経が沙汰すべく頼朝が書状を遣わしている。⁽²⁰⁸⁾義経は頼朝の承諾なしに八月左衛門少尉に補せられると同時に使宣旨を蒙つたのであるが、これは頼朝の代官という立場から逸脱する行為で、平氏の公家的政治を排し、新しい武力政権を築こうとしていた頼朝の意図に頗る反するもので、頼朝の不興をかって遂には京・鎌倉の二重政権により追われる身となつた。かかる検非違使という武士にとっては大きな魅力を持つ官職を利用しての後白河院の頼朝・義経離反策は見事成功したと言わねばならない。

更に文治二年二月になると北条時政は六条河原において群党十八人の首を刎ねて、「凡如此犯人者不_レ可_レ渡_二使庁_一。直可_レ処_二刎刑_一之由云々。⁽²⁰⁹⁾」と使庁を無視するが如き行動を取っており、それは「経_二数日者。似_二寛刑_一之間。不_レ及_レ召_二渡_二使庁_一。直致_二沙汰_一云々。⁽²¹¹⁾」という考えに基づくものであつた。加えて文治三年八月には頼朝の使庁人事に介入する奏請等⁽²¹²⁾も見られる。かかる如く元暦元年頃から地すべりを始めていた検非違使庁の実権は、事実上この時点において鎌倉方京都守護北条時政によって剝奪されていたことが窺えるのである。やがて後鳥羽院政の時代になると庁務は衰退の一路を辿って停止され、庁舎は仏所に作り直される状態⁽²¹³⁾で、建久五年五月には強盗三十余人は関東に下され、幕府が彼らを陸奥に配流する処置をとっているが、⁽²¹⁴⁾にもかかわらず機構としての検非違使はその後も存続して行くのである。

概して藤原氏が人的構成の中心をなしていた平安前期における検非違使よりは、大衆嗷訴に対する武力として、また警

察としての追捕活動において面目躍如たるものがあり、院の近習、北面としての武士或はいわゆる武士等が検非違使職という処を得て生き生きと活動しているのが諸記録から推察されるのであり、決して院政期における検非違使は衰退無能化していたとは言えない。武士がその公的な機構における勢力を伸張して行く原動力を蓄積する基盤となったのが、検非違使という官職であったのであり、その様な過程の中から遂には平清盛、時忠の如き公的権勢者を生み出したのである。かかる意味において平正盛、忠盛等の検非違使尉としての公的武力活動が、平氏政権を育成していく一つの礎ともなったこと、加えて清盛の別当就任の重要性を特に強調したい。

上横手雅敬氏は、検非違使は必ずしも武士に相応しい官職ではなく、少なくとも源平両氏などの棟梁級などの武士についていえば、国家の政治機構とは直接には無関係なのがむしろ武士の本質なのであり、院政期においても源平両氏は検非違使とは別箇の武力集団として活躍するのであるという見解を取²¹⁵っておられるが、院政期においては、棟梁級の武士といえども国家の政治機構とは無関係ではあり得なかつたし、むしろ積極的にかかわっていくことにより、政権把握の機会を掴み得たのであり、更に院政全般を通じて政権者を悩ませた僧兵・大衆の武力に対抗する公家方の武力の主要な担い手となったのは、いわゆる武士と検非違使であり、同じ武士が或る時は検非違使として活動し、また或る時は武士として活動するという如く、武士としての活動と検非違使としての活動は渾然一体化しているのである。

最後に改めてここで検討する余裕はないが、従来余り言及されていない円宗寺や法勝寺の「寺寄検非違使」や、「保検非違使」「条里検非違使」などの存在も興味深い問題であることを付言しておきたい。

註

(1) 石井進氏「院政時代」〔講座日本史〕二、封建社会の成立に所収)

(2) 吉村茂樹氏「院北面考」〔法制史研究〕に所収)

(3) 史料よりの抽出結果と『大日本史』検非違使表では、多少異同があるが、一々断らなかつた。

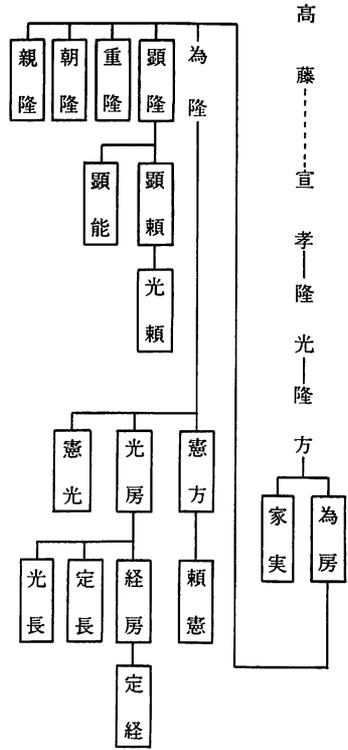
- (4) 白河親政時代も含める。
- (5) 『愚管抄』
- (6) 『中右記』 永久二年十二月二日条
- (7) 『中右記』 保安元年七月廿二日条
- (8) 『百鍊抄』 寛治五年四月十八日、『中右記』 同年閏七月一日条
- (9) 『中右記』 承徳元年二月卅日条
- (10) 『中右記』 永久二年六月廿九日条「終日使庁之事繁多也」その他
- (11) 『中右記』 永久二年三月十一日条
- (12) 『中右記』 永久元年四月卅（二十九）日条、詳細は第四章の忠盛の項を参照。
- (13) 『長秋記』 大治四年六月一日条
- (14) 『長秋記』 大治四年十一月十一日条
- (15) 『長秋記』 大治四年九月十九日条
- (16) 『長秋記』 大治五年六月八日条
- (17) 『長秋記』 大治四年正月廿日条
- (18) 長期間在任者は一般的にせいせい大納言止まりである。
- (19) 橋本義彦氏「院政政權の一考察」〔書陵部紀要〕四号、第三章を参照。
- (20) 『愚管抄』
- (21) 『台記』 久安四年正月九日条
- (22) 『長秋記』 天承元年九月五日条
- (23) 源雅定の項を参照。
- (24) 『中右記』 長承三年六月九日、同四年三月四日条、『長秋記』 長承三年十月七日条
- (25) 師時は老病を理由に辞退したらしい。
- (26) 『長秋記』 保延元年五月一日条
- (27) 『長秋記』 保延元年四月八日条

- (28) 『長秋記』長承二年九月十五日条
- (29) 雅定の辞任は『公卿補任』によれば長承二年十二月十八日。
- (30) 『長秋記』天承元年七月八日条
- (31) 『公卿補任』
- (32) 竹内理三氏「院政の成立」(岩波講座『日本歴史』四所収)
- (33) しかし当時の参議以外のポストは、例え高齢者であるにもせよ源氏がかなり多く占めている。
- (34) 『中右記』保延三年閏十月十五日条
- (35) 『玉葉』治承三年正月十九日条
- (36) 『兵範記』嘉應元年十二月十七・廿四・廿七・廿八・廿九日条、『百鍊抄』同年十二月廿三・廿四・廿八日条、『公卿補任』同年条、成親の知行尾張国守家政の目代右衛門尉政友が美濃国平野庄の神人を凌辱した事件による。
- (37) 『玉葉』嘉應二年正月六日条
- (38) 『百鍊抄』嘉應二年正月十三・廿七・二月六日条、『玉葉』『兵範記』同年四月廿一日条、『公卿補任』同年条
- (39) 『公卿補任』同年条
- (40) 『玉葉』安元々々年正月廿九・二月廿五日条、『公卿補任』同年条
- (41) 『玉葉』建久二年三月廿八日条
- (42) 『山槐記』治承二年六月十日、三年正月十九・二月廿八日条、『公卿補任』同年条
- (43) 『公卿補任』治承二年条
- (44) 『山槐記』『玉葉』『百鍊抄』治承三年五月十九日条
- (45) 『百鍊抄』同月廿七日条
- (46) 『平家物語』
- (47) 『平家物語』『尊卑分脉』
- (48) 『百鍊抄』永暦元年二月廿二・三月十一日条、『古今著聞集』卷五、『公卿補任』同年条
- (49) 『公卿補任』同年条
- (50) 『玉葉』治承五年閏二月四日条

- (51) 安田元久氏『源平の争乱』
- (52) 『中右記』天永二年十月廿五日条、『本朝世紀』久安六年八月三日条
- (53) 『愚管抄』卷五
- (54) 『平家物語』
- (55) 『公卿補任』保元三年、平治元年条
- (56) 『玉葉』文治元年十二月廿八日、元暦元年七月廿五日条
- (57) 『古今著聞集』卷二一
- (58) 『玉葉』寿永元年十二月十日条。檢非違使志中原明基の九条兼美への報告による。
- (59) 『吉記』同年七月廿八日条
- (60) 『尊卑分脉』
- (61) 『玉葉』建久二年三月廿六日条、『公卿補任』
- (62) 『吾妻鏡』文治三年八月十二日条
- (63) 『玉葉』建久二年三月廿八日条
- (64) 吉村茂樹氏『院政』
- (65) 院の画策が使別当に止まらず、使庁における武力活動の中心をなしていた使尉の補任にも及んでいたことは後に述べる。
- (66) 吉村茂樹・橋本義彦・竹内理三氏等前掲著書及び論文の他に河野房男氏「白河院近臣団の一考察」、『日本歴史』一四五・一五二号）、林屋辰三郎氏「院政政権の歴史的評価」、『歴史学研究』一四九号）等。
- (67) 吉村茂樹氏前掲論文
- (68) 同氏「鎌倉初期の二つの主従制―承久の乱における院方武力を中心として」、『北海道武蔵女子短期大学紀要』第一号）。この論文に関して川添昭二氏より御教示を得た。
- (69) 藤原季綱・敦宗・為房・有信・知綱・顕隆・俊信・実光・重隆・顕頼・尹通・顕能・行盛・宗光・朝隆・親隆・光頼・憲方・顕時・顕遠・憲光・惟方・光房・俊憲・長方・経房・光雅・定長・定経・定隆・長房・光長・頼憲・親雅・資実。平時範・実親・範家・時忠・親宗。
- (70) 『中右記』寛治五年閏七月十一日条等

- (71) 『中右記』永長元年四月十三日条等
- (72) 『中右記』承德元年正月廿九日条、『愚管抄』等。
- (73) 『中右記』天永二年九月二十三日、元永元年三月十九日条
- (74) 『中右記』長承二年五月六日条等
- (75) 『尊卑分脉』、『本朝世紀』康治元年六月十八日条参照。
- (76) 別当の項をも参照。『愚管抄』、『中右記』保安元年六月廿八日条等。
- (77) 『中右記』大治二年正月廿日条等
- (78) 『本朝世紀』久安二年十二月廿四日条等
- (79) 『本朝世紀』久安六年十月廿日条参照
- (80) 『尊卑分脉』等
- (81) 『尊卑分脉』等
- (82) 『尊卑分脉』等
- (83) 『尊卑分脉』、『山槐記』仁安二年二月廿四日、『兵範記』嘉應元年六月廿三日条等。
- (84) 『尊卑分脉』、『百鍊抄』寿永二年六月十一日条等
- (85) 『尊卑分脉』、『本朝世紀』久安六年八月三十日条等
- (86) 『尊卑分脉』等
- (87) 『尊卑分脉』、『公卿補任』、『本朝世紀』久安四年正月廿八日条等
- (88) 『尊卑分脉』、『公卿補任』、『玉葉』治承元年十月廿六日、寿永三年正月廿七日条
- (89) 『尊卑分脉』、『中右記』長治二年三月十八日条等
- (90) 『中右記』保安元年七月廿二日条を参照

(91)



※ □ は檢非違使。以下同じ。

(92)

『臥雲日件録』文正元年七月十二日条

(93)

『中右記』大治四年正月十五日条

(94)

『今鏡』卷十一

(95)

『中右記』大治二年五月十四日条

(96)

『中右記』天永二年正月廿四日条

(97)

『源平盛衰記』「君のために忠あり、人のために仁あり、為房卿子そん繁昌し給ふもことほりなりとそ人申ける、むかしもあさましき様ありけれ共、子そんにをふ事はなかりき。『続古事談』「為房宰相ニナリテ、ヨロコヒ申ケルニ、子孫六人前駆シタリケリ、為隆、顕隆中弁ニテアリ、重隆朝負佐ナリ、其外孫トモナリ、世ノ人子孫繁昌殊ノホカナリトナムイヒケル」。

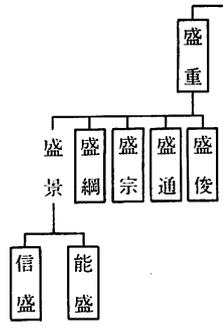
(98)

『中右記』元永元年閏九月朔日条等

(99)

『殿曆』康和五年十一月廿日条

冬 嗣 良 門 資 国 国 仲



吉村茂樹氏前掲論文

- 101 『中右記』 同月廿一日、『殿曆』 同月十七・十八・十九日条
- 102 『殿曆』『永昌記』 同月廿九日条
- 103 『殿曆』 同廿九日条
- 104 『中右記』 同年四月卅(廿九カ)日、五月一・二日条
- 105 『殿曆』 同年十月五・六日条、『百鍊抄』 同年十一(衍カ)月廿二日条、『源平盛衰記』『続古事談』 五諸道
- 106 『中右記』 同月廿九日条
- 107 『長秋記』 同月四日条
- 108 『中右記』 同月廿七日条
- 109 『殿曆』 同月卅日条、『本朝世紀』 同年三月三日条
- 110 『雅実公記』 嘉承二年二月四日・七日・八日条
- 111 『尊卑分脉』、吉村茂樹氏前掲論文
- 112 『中右記』 同年六月廿七日・卅日・七月十七日条
- 113

院政と檢非違使（満富）

『中右記』同月廿日条

『中右記』同月十二日条

『中右記』大治四年四月三日条、『中右記』には成通とするが盛通の誤りであろう。

『中右記』永久二年二月十四日条等

『尊卑分脉』、『中右記』寛治五年正月九日、嘉保元年六月二日、承德元年十月廿七日条

『本朝世紀』康和五年十一月十七日、『殿曆』十一月廿五日条、猶佐の項を参照。

『殿曆』天永三年十二月廿一日、『中右記』元永元年四月十八日条

『百鍊抄』治承三年十一月十七日、『吉記』安元三年四月廿七日条、『尊卑分脉』

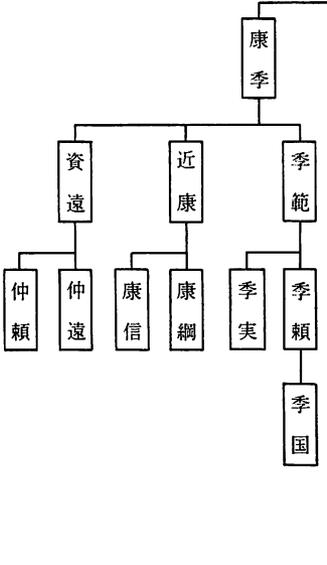
『百鍊抄』治承三年十一月廿一日、『吉記』安元二年四月廿七日条

『百鍊抄』、『吉記』安元二年四月廿七日条、『兵範記』仁安三年十月廿五日条

『吉記』安元二年四月廿七日、『兵範記』仁安二年十月廿五日条、『尊卑分脉』

『吉記』安元二年四月廿七日条

文徳天皇——能 有………信 季



127 『尊卑分脉』『古今著聞集』

128 石井進氏前掲論文

129 『中右記』元永二年九月廿一日条

130 『中右記』元永二年九月廿一日、大治四年閏七月廿五日条

131 『尊卑分脉』、『中右記』元永二年九月廿一日、同大治四年閏七月廿五日条

132 『尊卑分脉』

133 『台記』天養元年十二月廿六日、久安三年正月六日、同六年二月廿日条

134 当時院政を行って実権を把握していたのは鳥羽院であり、崇徳は法皇とは称されていないので、むしろ鳥羽法皇の近臣乃至近習であったと考えられるが、或は兩院を兼務していたのかもしれない。

135 『尊卑分脉』

136 『兵範記』『本朝世紀』仁平三年三月廿八日条

137 『兵範記』仁平三年十一月廿八日条

138 『台記』別記仁平三年十一月廿八日条

139 安田氏前掲書

140 『尊卑分脉』

141 『本朝世紀』仁平二年六月廿二日条

142 『兵範記』保元々年七月十一日条、この時の軍兵動員力は義朝二百余騎、清盛三百余騎。

143 『中右記』大治四年正月七日条

144 『本朝世紀』仁平三年六月五日条

145 『吉記』寿永元年七月三日条

146 『吉記』 寿永元年七月三・七日条

147 『玉葉』 養和元年正月廿九日条、『吉記』 同月廿八日条

148 『殿曆』 天永三年四月廿日、『中右記』 天永三年四月廿日・永久元年四月卅（廿九カ）日条

149 『殿曆』 天永三年四月十二日、『中右記』 永久二年六月廿四日条など。

150 『殿曆』 天永三年四月廿日条

151 『殿曆』 天永三年四月廿二日条

152 『中右記』 永久元年四月卅日条

153 『尊卑分脉』

154 石井進氏前掲論文

155 藤原為房の加賀守在任期間は、寛治四年六月〜同六年九月。『平家物語』『源平盛衰記』。

156 石井進氏前掲論文

157 『長秋記』 永久三年三月十四日、『殿曆』 同年三月十三日条

158 『中右記』 永久元年四月卅（二十九カ）日条

159 『中右記』 元永二年九月廿一日、大治四年閏七月廿五日条

160 『尊卑分脉』

161 『中右記』 嘉承二年四月十六日条

162 『中右記』 寛治六年五月廿六日、大治四年閏七月廿五日条、『為房卿記』 寛治六年正月廿五日条

163 『尊卑分脉』

164 『中右記』 康和五年四月十七日条

165 『除目大成抄』 八春京官三賞

〔166〕『中右記』寛治六年四月十八・廿日条、『魚魯愚抄』

〔167〕『中右記』天仁元年正月廿四日裏書

〔168〕『中右記』永久二年五月廿九日条

〔169〕『玉葉』治承五年正月七日条

〔170〕『吾妻鏡』は藤原とするが他の史料から推すれば平氏であろう。『吾妻鏡』文治二年正月七日、『吉記』文治元年十二月廿七日、廿九日、寿永元年七月三日、安元二年四月廿七日条

〔171〕『吉記』寿永元年七月十五日条、武者所・瀧口・衛府・馬助・権頭・受領・大膳大夫等を歴任。

〔172〕『百鍊抄』『玉葉』安元三年六月一日・二日・四日条、『百鍊抄』治承元年六月三日、『吉記』安元二年四月廿七日条、『平家物語』

〔173〕(172)に同じ。

〔174〕この他に檢非違使尉惟宗信房も参画、阿波に配流された。

〔175〕『中右記』長治元年七月九日条

〔176〕『中右記』元永元年正月十七日、『長秋記』大治四年九月十九日条

〔177〕『玉葉』『百鍊抄』同年十一月十七日、『玉葉』『山槐記』同年十一月十九日条、この事件によって檢非違使を解任された者は、遠業の他に六人を数えることが出来る。

〔178〕『百鍊抄』治承三年十一月廿一日条

〔179〕『玉葉』『山槐記』『百鍊抄』同年十一月廿一日条、『平家物語』、『玉葉』『平家物語』は遠成と記すが、『山槐記』『百鍊抄』ともに遠業とする。

〔180〕『平安遺文』補二三六・三三三九号

〔181〕『平安遺文』四一三九号

(182) 『平安遺文』四一〇七号寿永二年九月廿七日、後白河院序下文、『尊卑分脉』友実の項を参照。

(183) 橋作りも檢非違使の機能の一つである。

(184) 『長秋記』大治二年十一月一日条

(185) 『玉葉』文治二年七月三日条

(186) 『吾妻鏡』文治元年九月一日、同二年五月十四日、六月廿一日、同三年正月廿一日、十二月十八日、同五年六月十一日条、『玉

葉』文治二年七月三日条

(187) 『玉葉』文治二年七月十四日条

(188) (178)に同じ。

(189) 『百鍊抄』治承元年六月三日、『吉記』安元二年四月廿七日条

(190) 『吉記』元暦二年正月五日条

(191) 『玉葉』文治四年二月一日条

(192) 『玉葉』安元三年六月四日条

(193) 源か。『玉葉』建久三年三月十五日条

(194) 『玉葉』建久三年三月十五日条

(195) 『中右記』承德二年五月十日条

(196) 『中右記』承德元年二月十九日・三月十四日条等

(197) 『後二条師通記』永長元年十一月十一日条

(198) 『台記』久寿元年十月廿八日条

(199) 『宇槐記抄』仁平二年五月十二日条

(200) 『台記』天養元年十一月廿九日条

- 〔201〕『本朝世紀』仁平元年七月十六日条
 〔202〕『兵範記』仁平二年六月七日条
 〔203〕『百鍊抄』承安元年四月十二日条
 〔204〕『百鍊抄』寿永二年正月十一日条、彼らは二人とも院の近臣。
 〔205〕『玉葉』建久二年四月廿六日条
 〔206〕『玉葉』建久二年閏十二月十八日条
 〔207〕『吾妻鏡』元暦元年二月十四日条
 〔208〕『吾妻鏡』元暦元年九月九日条
 〔209〕『山槐記』元暦元年八月六日条
 〔210〕『吾妻鏡』文治二年二月一日条
 〔211〕『吾妻鏡』文治二年二月十三日条
 〔212〕『吾妻鏡』文治三年八月廿七日・十月三日条、藤原信盛や大江公朝等、北面の延尉補任についての介入である。
 〔213〕『古今著聞集』四四「いまは庁務停止したるなり。(中略)年来つくりをける籠どもみなうちやぶりて、仏所につくりなどして、一向庁務をとどめて、後世のことをいとなむなり。(後略)」
- 〔214〕『仲資王記』建久五年五月十二日、『吾妻鏡』同五月廿五日条
 〔215〕同氏「平安中期の警察制度」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』所収)

Ex-Emperor's Government and *Kebiishi*

—Viewed from the Appointment of *Kebiishi*—

Mariko MITSUTOMI

In the period of ex-emperor's government (院政) the personal composition of *Kebiishi* (檢非違使 police and judicial chief) shows besides the advance of "samurais" the notable advance of staff members, trusted vassals and Hokumen (北面) of ex-emperors. The ex-emperors, Shirakawa, Toba and Goshirakawa, put these members into the Office of *Kebiishi*, which was the official military organization of Kuge (公家 court nobles) outside the limit of Office of In (院庁), a semiprivate organization. Thereby the ex-emperors placed the military force of *Kebiishi* under their control. The *Kebiishi*, as in the case of Taira-no-Munezane and others, was directly grasped and commanded, not through the Betto (別当), by the ex-emperors (especially in the case where the Betto was not one of staff members or trusted vassals of the ex-emperor), and was dispatched in order to capture criminals and to control the mass demonstration of complaint. Thus the ex-emperors built up the system to mobilize promptly the *Kebiishi* in case of emergency as substantial military and police force, not as a private military force of In. The *Kebiishi* was a force which had an official justification. It was the Office of *Kebiishi* which became a part of foundation in order to store the driving energy of developing not only the private military force, but also the influence of samurais in the official organization. We can assume that the political power of the family Taira, as in the case of Kiyomori and Tokitada, was reared in these processes. In this article I tried to bring light on these processes by the analysis of the concrete situation where the *Kebiishi* was appointed.